

鳥取県告示第106号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
岩美郡岩美町	平成21年度及び平成22年度	岩美町（大字浦富の一部〔903〕）の地籍図及び地籍簿	岩美町大字浦富の一部	平成25年2月19日
鳥取市	平成23年度及び平成24年度	鳥取市（青谷町早牛の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市青谷町早牛の一部	〃
〃	平成24年度	鳥取市（湖山町南四丁目及び五丁目の各一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市湖山町南四丁目及び五丁目の各一部	〃
〃	平成23年度及び平成24年度	鳥取市（鹿野町岡木の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市鹿野町岡木の一部	〃
〃	平成22年度及び平成23年度	鳥取市（河原町三谷の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市河原町三谷の一部	〃